

美園小避難所の開設時には 大門美園地域にお住まいの方は 「救護・環境班」担当となります

震度5強以上の地震発生等の場合には
美園小学校内にも避難所が開設されます。

開設後の運営は地域住民が担います。

(注:大雨洪水時には美園小には開設されません)

美園小避難所開設時は、自治会加入の有無に関わらず、

大門美園地域にお住まいの避難者*が

大門南自治会担当者とともに

「救護・環境班」を担当する。

(*住所が緑区美園5丁目33番～53番の方が該当する)

令和4年9月17日の美園小避難所運営委員会において
上記が承認されました。

<いざという時に慌てないために>

災害時に誰かがすべてやってくれるとは限りません
ご自身が避難することになった場合に
ご自身と周りの方のために何ができるか
事前の情報確認と想定をお願いします



お問い合わせはこちらまで

大門美園自治会

info@daimonmisono.jp

さいたま市
避難所運営委員会
の情報はこちら